

配電盤の母線等の温度上昇限度に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

配電盤の母線等の温度上昇限度に関する事項

改正理由

現在、本会規則において、配電盤の母線等の温度上昇値の規定は、上限 45℃としているが、形式承認を受ける配電盤の要件を規定している IEC61439-1 では、45℃を超える温度上昇値が条件付で認められている。本会は、船舶毎に配電盤の仕様が異なることから配電盤の形式承認を行っていないものの、個々の配電盤の承認に際しては、形式承認と同等の要件を規定していることから、当該 IEC 規格と同様の取扱いが可能と考えられる。

今般、当該 IEC 規格を参考に関連規定を改めた。

改正内容

配電盤の母線等について、温度上昇の影響を考慮し本会が適当と認めた場合、45℃を超える温度上昇値を認める旨の要件を追加した。